ニ）標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書（案）を提出する場合、各構成員の出資比率が２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を30点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案又は施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）社会的要請

・工事現場における環境への取組み

①　環境負荷物質の発生抑制

②　CO_2の削減

③　最終廃棄物となる混合建設副産物の削減

ロ）施工計画

・工事対象橋梁の構造特性又は現地条件を踏まえた詳細設計・施工に関する留意事項

なお、詳細設計に関する技術提案は、基本設計に対する課題とその解決方針、施工を踏まえた設計方針、構造特性を踏まえた解析手法等、詳細設計を実施する上での留意事項に関するものを求めており、具体的な構造変更の提案を求めるものではない。

また、設計・施工に関する提案に基づき詳細設計を行った結果、桁本体構造又は施工方法に変更が生じる場合の取り扱いについては監督員と受注者とで協議して定めるものとする。

①　箕面ＩＣ　Ｂランプ第二橋（分岐するＤランプ橋を含む。）の構造特性を踏まえた品質確保又は耐久性向上を図るために詳細設計時に配慮する事項

②　箕面ＩＣ　Ｆランプ第二橋（分岐するＣ２ランプ橋を含む。）の構造特性を踏まえた品質確保又は耐久性向上を図るために詳細設計時に配慮する事項

③　箕面ＩＣ　Ａ１ランプ第三橋（Ｐ６～Ｐ８間）及びＢランプ第二橋（Ｐ10～Ａ２間）の箕面有料道路と交差する箇所の鋼桁架設における現地条件を踏まえた出来形精度向上に関する留意事項

④　箕面ＩＣ　Ｂランプ第一橋、Ｃ１ランプ橋及びＡ１ランプ第一橋の鋼桁送出し架設における現地条件を踏まえた出来形精度向上に関する留意事項

・工事対象橋梁の施工における品質確保に関する留意事項

ただし、以下に示す提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

⑴　高機能な材料の使用、構造詳細の変更等、詳細設計時に予め対応する必要がある提案

⑵　鋼部材、鉄筋、ＰＣ鋼材の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

⑶　膨張材、高性能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリートの配合に影響する提案

⑷　ひびわれ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

⑸　鋼桁とＰＣ桁の連結部の施工に関する提案

①　曲線を有する鋼箱桁の工場製作（仮組立を含む。）における品質確保に関する留意事項

②　箕面ＩＣ　Ｂランプ第二橋（Ａ１～Ｐ５）のＰＣ箱桁の施工における品質確保に関する留意事項

③　鋼橋床版の施工における品質確保に関する留意事項

・施工箇所の現地条件を踏まえた工事中の安全対策に関する留意事項

①　供用中道路と交差又は近接する箇所の鋼橋の施工に関する留意事項

②　鋼桁の送出し架設に関する留意事項

③　ＰＣ箱桁の張出し架設に関する留意事項

ハ）工事中のコスト削減に繋がる提案

・契約後に検討を予定しているＶＥ提案の取り組みに関する提案

なお、通常の詳細設計の検討の中で発生する基本設計成果に対する細部構造の変更及び、任意施工の範囲（契約書及び設計図書に特別の定めがなく設計変更の対象とならない事項）についてはＶＥ提案の対象とはしないが、受注者独自の工夫・知財など通常を超える工夫により実施できるコスト縮減案についてはＶＥ提案の対象とする。

３）価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は０点とする。

４）入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

⑶　上記⑵２）に係る評価項目の詳細、評価基準の内訳は入札説明書による。

⑷　公告日から申請書等の提出期限の前日までの間に設計業務成果の閲覧を認める。

⑸　上記⑵２）で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１―13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06―6344―9241

⑵　入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成25年11月13日（水）から平成25年12月13日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　交付場所　上記４⑴に同じ。

③　交付方法　直接交付する。